

## 福岡都市圏南部環境事業組合公告第5号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第6条の規定に則り、(仮称)新南部工場施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定に則り、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表する。

平成22年12月28日

福岡都市圏南部環境事業組合  
管理者 井本宗司